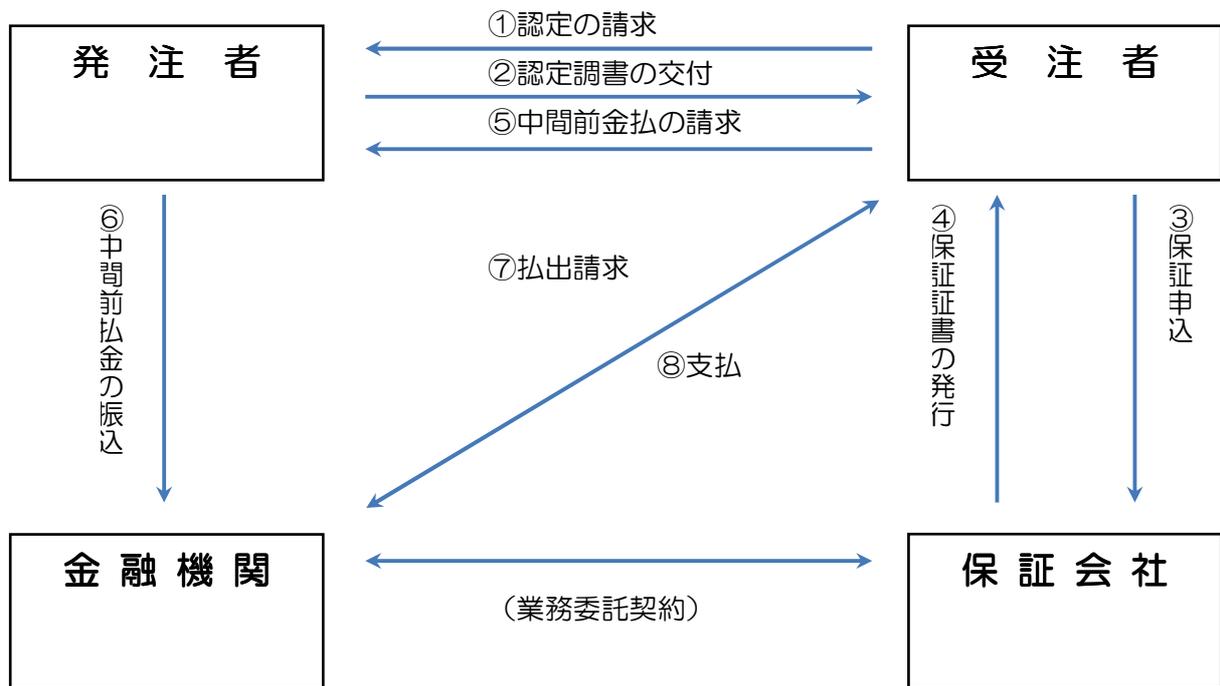


## 【中間前金払の請求手続きの流れ】



- ① 受注者は、認定請求書（様式第2号）に工事履行報告書（様式第3号）と工程表を添付して発注者に請求します。
- ② 発注者は、請求内容を確認して、請求を受け付けた日から起算して7日以内に認定調書（様式第4号）を受注者に交付します。
- ③ 受注者は、認定調書を基に保証会社へ中間前払金の保証を申し込みます。
- ④ 保証会社は、保証証書を受注者に発行します。
- ⑤ 受注者は、保証証書を添付して中間前払金を発注者に請求します。
- ⑥ 発注者は、受注者に指定された口座（別口座）へ請求日から起算して30日以内に中間前払金を振り込みます。
- ⑦ 受注者は、中間前払金が振り込まれた金融機関に払い出しを請求します。
- ⑧ 金融機関は、保証会社との業務委託契約に基づき受注者へ中間前払金を払います。